

# 2007 年

## 「防火戸の運用基準」に関する手引き書と、「可動座板式危害防止装置設置基準」を策定

(2007 年 10 月 12 日)

### < 防火戸の運用基準に関する手引き書 >

このほど当協会では、防火戸に関する規定、構造、安全性についてわかりやすく取りまとめた「防火戸の運用基準」に関する手引き書を策定しました。

(<http://www.jsd-a.or.jp/data/%E9%98%B2%E7%81%AB%E6%88%B8%E3%81%AE%E9%81%8B%E7%94%A8%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D/>)

この手引き書は、製造メーカーはもとより、建築物に係わる防火安全対策の実務に携わる方々に広く活用され、消防法令及び建築基準法令を正しく理解頂くためにまとめたものです。

手引き書の内容は、<第一章・防火戸の関連規定>では、建築基準法および同施行令、消防法などから防火戸に関する用語、分類、性能などの項目について。<第二章・防火戸の種類と構造>では、防火戸の構造を定めている国土交通省告示第1360号、1369号に規定されている例示仕様に関して、その構成材料から金物まで実際の現場で対応している詳細について。<第三章・防火戸の安全性>では、一般的なサイズの防火戸に関して、安全基準の検証ならびに検証方法を掲載しています。

なお第三章では、会員各社が防火戸の新設、改良、管理等を行うのに際し、危害防止方策を検討するための基本となる指針について、防火戸の種類別に作成したマトリックス表を記載しています。

### < 可動座板式危害防止装置設置基準 >

平成17年12月より防火シャッターへの「閉鎖作動時の危害防止機構の設置」が義務づけされましたが、このほど当協会では、既設の小・中学校を対象とした「可動座板式危害防止装置設置基準」を策定しました。

(<http://www.jsd-a.or.jp/data/statement/>)

可動座板式危害防止装置とは、防火シャッターの最下端部にある座板の上部を耐火クロスにすることで、人が床面との間に挟まれた場合でも荷重が150N以下となる空間を確保できる製品です。

当基準は、可動座板を用いたシャッターを当協会員が設置するにあたり、建築基準法施行令第112条に定められた要求性能を確保するべく、技術的性能が適切に発揮されることを目的として策定したものです。

なお、可動座板を用いたシャッターの設置対象は、労働安全衛生法に規定する防爆区域の他、小・中学校に設けられた既設の防火シャッターとしています。

## 「安全・安心まちづくりセンター」に CP 商品が設置される

(2007 年 6 月 11 日)

さる 6 月 1 日、神奈川県松沢知事をはじめ、防犯建物部品関連団体の関係者、地域の防犯指導員等が出席して、防犯・犯罪被害等の総合犯罪窓口である「安全・安心まちづくりセンター」の開所式が行われました。

神奈川県では「日本一安全な街にする」というスローガンを掲げ、安全・安心まちづくり推進条例のもとで取り組みを行ってきた結果、犯罪認知件数はこの 4 年間で 35 % 減少し、県警の検挙率も格段に改善されました。この実績を踏まえ、今後は個々の防犯意識をより強化し、自主的な防犯活動を広げていく必要から、安全・安心まちづくりに関する情報・相談・ネットワーク支援の総合的な拠点として、神奈川県庁第二分庁舎に開設されたものです。

同センターには、当協会が防犯性能の仕様策定や試験、評価を行っているシャッターやドアをはじめ、サッシ、窓ガラス、鍵といった防犯建物部品の他、薬乱防止、子供安全非行防止、一般防犯、指導員紹介、振込詐欺防止といった自主的な防犯活動を支援するコーナーが設置されており、防犯に関して気軽に相談できるスペースも完備されています。

今回の「安全・安心まちづくりセンター」の開設により防犯への意識がさらに高まり、他の地方自治体でも防犯への取り組みが強化され、CP 商品の普及が今後さらに促進されることが期待されます。



▲CP 商品の説明を行う野村専務理事(中央)